

## 国民健康保険の届け出は お早めに

職場の健康保険(本人・扶養)に就職などにより加入した方、または退職などにより脱退した方は、14日以内に届け出を行ってください。行田市の国民健康保険と職場の健康保険は自動的に切り替わりませんので、必ず手続きをしてください(届け出は、本人と同じ世帯の方が行うこともできます)。

なお、国民健康保険への加入は届け出をした日ではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となり、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、職場の健康保険に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使って医療機関を受診すると、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線 271・272)

## 夏休み期間中の児童の預かり保育を実施します うきしろのまち子どもの家事業(学童保育室)二次申請の受け付けを開始します

▶**対象** 保護者の就労などにより常時留守宅の小学1年生～6年生で、夏休み期間中のみの預かりを希望する児童

▶**場所** コミュニティセンターみずしろ2階大広間

▶**入室期間** 7月21日(金)～8月31日(休)の月～金曜日午前7時30分～午後7時

▶**利用料** 7,000円(期間中一律)

※生活保護世帯は無料です。

※おやつ代が別途掛かります。

▶**定員** 45人

▶**申請方法** 3月1日(水)～6月15日(休)に子ども未来課で配布している申込書に必要書類を添付の上、申し込みください。

▶**注意**

・次の利用基準に該当する方が申し込みできます。また、申込書類に基づき審査を行い、保育の必要性が高い方から順に利用を決定します。

**利用基準**

①勤務終了時間がおおむね正午より遅いこと

②勤務日数が月平均15日以上であること

③保育が可能な同居(同敷地内)の親族がいないこと

④自宅における保育が難しいこと(自営業、家族の病気や介護など)

・プールなどの学校行事に参加する場合は、保護者による対応をお願いします(市では送迎を行いません)。

・「子どもの家事業」と「学童保育室」の両方を申し込むことは可能ですが、どちらか一方の利用となります。

▶**問い合わせ** 同課子ども未来担当(内線 262)

## つどいの広場をご利用ください

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を開設しています。

つどいの広場には、子育て経験者や保育士などの資格を有したスタッフが常駐しており、子育てに関する相談を随時受け付けています。事前予約や申し込みの必要はありませんので、ぜひ遊びにきてください。

▶**つどいの広場**

名称	場所	開設日時	電話
つどいの広場 はすのこ	本丸5-10 (児童センター内)	毎週火・木・土曜日 午前10時～午後3時	553-2108
つどいの広場 ひがし	長野2-26-8 (東学童保育室)	毎週月・水・金曜日 午前9時～午後2時	556-5231
つどいの広場 さくら	長野1880 (さくら学童保育室)	毎週月・水・金曜日 午前9時～午後2時	552-0556
つどいの広場 みなみかわら	南河原2611-1 (南河原老人福祉センター隣)	毎週月・水・金曜日 午前9時～午後2時	557-0977
つどいの広場 さきたま	埼玉4602 (埼玉学童保育室)	毎週火・水・木曜日 午前9時～午後2時	559-2500

※祝日の場合はお休みとなります。

次のつどいの広場については、主に小学校春休み期間中(3月23日～4月11日)、場所および日時が変更となりますので、ご注意ください。

**【変更となるつどいの広場】**

①つどいの広場 ひがし⇒「つどいの広場 はすのこ」に変更となり、毎週月・水・金曜日の午前10時～午後3時に実施します。

②つどいの広場 さくら⇒「つどいの広場 みなみかわら」に変更となり、毎週火・木・土曜日の午前9時～午後2時に実施します。

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども未来担当(内線 262)

## 新たな地域型保育事業所(小規模保育)の開設に伴う 入所受け付けを開始します

平成29年4月開設地域型保育事業所

名称	所在地	電話番号(連携施設)
こどものみらい保育園	行田9-25	557-2943(行田保育園)



こどものみらい保育園イメージ

▶**入所日** 4月1日(土)

▶**対象** 保護者の就労などにより保育所などでの保育の必要性がある乳幼児(満6カ月～満2歳)  
※満6カ月とは入所希望月(4月1日)時点で誕生日から6カ月以上経過している場合のことをいいます。

▶**定員** 19人

▶**その他**

・満3歳児以降の継続優先受け入れ先は、行田保育園(荒木4961)となります。

・申請書などを審査の上、保育を必要とする方からの入所決定となります。

・利用に当たっては、市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

・事前に行田保育園へ相談をし、見学を行ってください。

・平成29年4月からの新規申請中で、保育所などの入所が保留となり、新たに申し込みを希望する方は、子ども未来課へご相談ください。

・平成29年4月からの保育所などの入所がすでに決定している方、または現在保育所などを利用し4月以降も継続利用が決定している方で、転園を希望する方は子ども未来課へご相談ください。

▶**申し込み** 子ども未来課で配布する申請書類に必要事項を記入の上、3月15日(水)午後5時までと同課へ提出してください。

▶**問い合わせ** 申請相談については同課保育担当(内線 263)、保育方針・見学については行田保育園☎557-2943

## 臨時職員を募集します

▶**期間** 3月27日(月)～6月23日(金)

▶**時間** 午前8時30分～午後5時(休憩1時間)

▶**勤務日** 月～金曜日(週5日)

▶**業務内容** 臨時福祉給付金支給事業に関する申請受け付け、書類審査、振り込みデータ入力など

▶**資格** エクセル、ワード操作のできる方

▶**時給** 860円

▶**募集人数** 3人

▶**申し込み** 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、3月16日(休)までに人事課へ持参してください。書類選考および面接の上、採用を決定します。

▶**問い合わせ** 同課人事給与担当(内線 208)

## 臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します

消費税率の引き上げによる低所得者の経済的負担を緩和するために「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。3月下旬に、支給対象と思われる方に申請に関する書類を郵送しますので、該当する方は忘れずに申請してください。

▶**対象** 平成28年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の市民税(均等割)が課税されない方  
ただし次の場合は、対象になりません。

・市民税が課税される方に扶養されている場合

・生活保護を受けている場合

▶**支給額** 支給対象者1人につき15,000円

▶**受付期間** 3月31日(金)～10月2日(月)

▶**申請先** 福祉課

▶**その他**

・受付期間以外の申請はできません。

・支給には要件があるため、申請しても対象とならない場合があります。

・平成28年1月1日現在、本市に住民登録をしていない方は申請できません。平成28年1月1日に住んでいた市区町村に問い合わせください。

▶**問い合わせ**

給付金制度については厚生労働省専用ダイヤル☎0570-037-192

申請方法については同課臨時福祉給付金担当(内線 458)

**給付金を装った詐欺にご注意ください**

「臨時福祉給付金」を悪用した振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

市役所や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は市役所や行田警察署、警察相談専用電話「#9110」へ連絡してください。